

会議録

会議名称	令和6年度第3回 北本市子ども・子育て会議
開会及び 閉会日時	令和6年11月21日（木） 午前10時00分～午前11時45分
開催場所	北本市役所3階 会議室3-B
議長氏名	会長 森田満理子
出席 委員(者) 氏 名	森田満理子、山川英夫、高橋典之、新島一彦、塚本三恵子 青柳恭義、加藤秀樹、醍醐隆、古川 博章、有田めぐみ 成塚詩織、高橋 めぐみ
欠席委員 (者)氏名	猪野塚 将、木戸口 友紀
説明者の 職 氏 名	こども健康部保育課保育担当主査 山崎卓哉 こども健康部子育て支援課児童相談担当主査 石井伸也
事務局職 員職氏名	保育課長 金子能也 保育課保育担当主査 山崎卓哉 保育課保育担当主任 青木拓 子育て支援課児童相談担当主幹 佐藤絵美 子育て支援課児童相談担当主査 石井伸也 健康づくり課長 加藤浩
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 「きたもと こどもいきいき未来プラン」の素案について (2) その他 4 閉会
配布資料	・令和6年度第3回北本市子ども・子育て会議 次第 ・資料1 (仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン（第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画）（素案） ・令和6年度 北本市子ども・子育て会議委員名簿

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	1 開会 2 あいさつ 森田会長よりあいさつ 3 議事 北本市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、会長が議長となる。 以降、議事進行。 会議の公開について（公開承認）
議長	議題(1)「きたもと こどもいきいき未来プラン」の素案について事務局より説明をお願いします。
事務局	今回は素案ということで、分量がありますので、関連する章ごとに区切り、都度、質疑応答の時間を取りながら進めさせていただきます。進行の流れとして、最初に「第1章：計画の概要」から「第3章：計画の基本的な考え方」まで、次に「第4章総合的な施策の展開」まで、最後に「第5章：教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと確保策」に分けて説明します。 【説明】
議長	「第1章：計画の概要」から「第3章：計画の基本的な考え方」までの事務局説明が終わりましたので、委員の皆様から質問、ご意見等があればお願いします。
青柳委員	今回の計画について、計画の名称を変えたということですか。
事務局	子ども・子育て支援事業計画の2期目を更新し、3期計画を策定するというものです。、3ページの図「(仮称)きたもと こどもいきいき未来プランが包含する計画」で示す左側の部分が該当します。この計画に「こども計画」で示されて

発言者	発言内容・決定事項
	いる内容を可能な限り含めた計画とします。ただし、すべての事項を含められないため、「こども計画」とは名乗らずに、2つの計画の要素を含む計画として策定するため、総称を新たに設定しました。
議長	10ページ目の「こうしたことから」で始まる段落の2行目に「そだち」とひらがなになっているが、何か意味を持たせていますか。
事務局	特に意味を持たせているものではないため、漢字に統一します。
議長	「第1章：計画の概要」から「第3章：計画の基本的な考え方」について、他に質問や意見はございませんか。 無ければ「第4章総合的な施策の展開」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【説明】
議長	事務局説明が終わりましたので、委員の皆様から質問、ご意見等があればお願いします。
青柳委員	学童が少ないのではないかという話をしましたが、例えば保育所を利用するお子さんはほぼ必ず学童を利用します。場面場面で誰がその子どもを見るかという話で、やはり連携が必要になると思います。学童でみていても、心配な家庭や、発達障害が疑われるなど、そういう情報を共有するところがすごく弱いと感じています。前理事の時代からその話を計画に載せてほしいと求めていたと聞いていますが、あまり変化がない気がしています。例えば、25ページの就学前教育の充実では、幼稚園・保育所及び小学校との交流促進とありますが、保育所に入所した子は、ほぼ必ず学童に行きます。その辺りのところをどのように考えていますか。なお、前年度に同じ質問した際は、次年度の計画策定で検討するという話がありました。

発言者	発言内容・決定事項
事務局	保育から学校に進学した際に学童を利用される児童、障がいのある児童も含めて、連携が必要な部分があります。それらを計画に明記することによって市としての取組の継承がされることになるので、いただいた意見も含めて、再度、連携の部分については、持ち帰って検討いたします。
醍醐委員	1点目は、計画は新規事業等が多くなっていますが、予算の裏付けや実施の可能性、優先順位の付け方はどうなっていますか。 2点目は、25ページの(1)①中学校における「学校選択制」の実施は、一度課題があり現在の形になっているかと思いますが、どうしてこれを引き戻す形にしたのか。一度実施していた時には特定の中学に希望が集中し、他の学校では存続が危ぶまれるくらい生徒数が減ったという記憶があります。
事務局	1点目について、新規事業にかかる予算の裏付けについて、この計画は令和7年度だけではなく、計画期間である令和11年度までを定める計画になっています。今後、予算の措置がどのようにされるかはわからない中で、新規事業についてはリード文で、例えば市の取組として新規でこのようにやっていきたいなどといった形で入れさせていきたいと考えています。この点については次回の子ども子育て会議でお示しします。 2点目の学校選択制については、教育委員会にも照会した中で、中学校における学校選択制の実施について特段の意見等は出しておらず、適切に実施ということでの回答をいただいているところです。
加藤委員	中学校における学校選択制は一度なくなり、特に部活動や色々な課題があって、一部残っているという状況がありますが、これを掲載の1番目に位置付けるのはどうなのか感じます。これは、前の計画のときのものがそのまま残っている可能性もあるので、確認をしていただきたいと思います。
事務局	学校教育課と検討いたします。

発言者	発言内容・決定事項
加藤委員	別件で2点あります。1点目は、24ページの④で、こども家庭センター業務についてです。こども家庭庁が国にできて、こども家庭センターができることに、学校は大変期待しているところです。不登校の児童・生徒が大変多いということもあり、こども家庭センターができることによって、家庭を支援しながら、学校等と色々な課が連携するような中心的な存在になると思うからです。しかし、このプランの中にはあまりこども家庭センターがフォーカスされていないと思います。今後、こども家庭庁から色々な補助金も出ると思うので、こども家庭センターとして大きく打ち出した方が、市民として相談しやすくなり、そこを窓口にして各課が横断しながら振り分けていくような役割があってもいいのではないかと思います。 2点目は、就学時健診に欠席する保護者が増えてきています。これは10年前にはなかったことですが、養育に悩んでいるような保護者が多いのだろーと思われます。例えば35ページの妊娠前からの切れ目のない健康の確保の中の⑥の乳幼児健診で、乳児健診、1歳6か月、3歳児健診がありますが、以前より5歳児健診をやっていただきたいとずっと思ってきました。それが就学時健診につながると考えられます。お金や人でもいることなので難しいかもしれませんが、それができれば、不登校など学校に来ることができない子どもが減るのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。
事務局	こども家庭センターは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、各市町村が努力義務として設置を促されているものです。本市は、令和6年度から子育て支援課と健康づくり課で共同設置しました。切れ目なく支援するため、それぞれが協力しながら対応させていただいています。なお、国からはおおそ令和9年度までに人員体制も整備することが促されていますが、本市では体制整備も行っています。また、子ども・子育て支援法では、こども家庭センターだけでなく、それぞれ新規事業の実施について努力義務が課せられてお

発言者	発言内容・決定事項
山川委員	り、この計画でも68ページ以降に新規事業をいくつか掲載しています。目標数値等については、国から詳細が示されていないので現時点では入れていませんが、今後お示しします。こども家庭センターのPRについては、計画にどのように掲載するか検討していきます。5歳児健診については、国から各自治体に対して実施通知がありましたが、健診後、それぞれの特性に合わせたフォローアップ体制をどのようにするのか構築する必要があります。市では実施の必要は認識しています。昨年度も5歳児健診の実施について検討しましたが、先ほどの意見も踏まえて、今後検証をしていきたいと考えています。 今回のこのプランは5か年計画ということで、先ほど新規事業が多いとありましたが、新たに課題について理解が深まり、全く新しい課題が議論されて、計画の当初の段階で載らなかった内容が出てくるとも考えられます。その際、この5年間の中で、また追加できるような余地はありますか。
事務局	計画を策定した後の状況については、5ページの「4計画の期間」に期間中に見直しを行う場合がある旨を記載しています。子どもや子育て家庭を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、計画策定後も変化に対応する必要があることもありますので、必要に応じて見直しを行う場合があるということを明記しています。
青柳委員	今年、学校の先生が逮捕される事件がありました。これに対する取組が十分されているか、保護者の観点からみて、こういう計画で何か対応されてるのか気になります。ここでやりますっていうところがないといけないのではないかと。
事務局	今回、子ども・子育て支援事業計画として定めなければならない基本指針が国から示されている中で、この計画でどのように定めるべきなのか検討させていただきます。
青柳委員	14ページ(3)②教職員研修の充実がありますが、そこで対応できるのではないかと。

発言者	発言内容・決定事項
事務局	この事業は、子どもの権利に関する条例を周知するための研修になります。子どもの権利は、こども計画に定めるよう国の方の指針として示されており、こども家庭庁でも子ども政策の新たな方針の改正に関する基本方針というのが示されています。子ども・子育て支援事業計画についても政令で指針が示されているので、それに即したものであるということで取組を掲載しています。
青柳委員	いまの説明は私の質問が、国が示した指針の範囲外にあるという話の流れだと思います。子どもをどう地域で見ていくかを基盤として考えた際に、そこに関わる先生についてはその範囲外とは思いません。起きてしまった以上、やはり明確な取組を示した方が、理解が得られるのではないかと。
事務局	16 ページ (4) のところで、子どもの権利の侵害の防止、要望、救済に向けた取組があります。権利の侵害の防止、擁護、例えば犯罪があった際に子どもに関する対応の窓口とか権利の周知について明記の方はしております。その上で、分かりにくいということであれば検証が必要と考えますが、権利の部分に関しては、現在、計画としてこのように掲載しているところです。
議長	「第4章総合的な施策の展開」について、他に質問や意見はございませんか。 無ければ「第5章：教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと確保策」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【説明】
議長	「第5章：教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと確保策」の事務局説明が終わりましたので、委員の皆様から質問、ご意見等があればお願いします。
山川委員	70 ページの子育て短期支援事業で「保護者の疾病等の利用により」というのは、「理由により」ですか。

発言者	発言内容・決定事項
事務局	「利用」ではなく「事由」に修正します。
青柳委員	0歳、1・2歳児に対する課題があったかと思いますが、計画を見ると、数字的には確保されたということでもいいですか。
事務局	計画上は待機児童を解消するという見込みで算出しました。
青柳委員	具体的に、来年度は解消しますか。
事務局	現在、令和7年度の申し込み期間中ですが、令和6年度と同数程度の申し込みがあった場合に、受け入れが可能となるよう受入枠を拡大する方向で調整しています。考え方としては民間施設を含めてとなりますが、受入枠拡大への協力をお願いしつつ、待機児童の解消に向けて調整しています。
青柳委員	受入枠は増えているということですか。
事務局	申し込みが増えてくるようであれば、既存の施設で受入枠を拡大する形で対応することになります。
青柳委員	民間施設から受入枠を増やすことができないと言われたら、不足するということですか。
事務局	新たな施設の整備ができないため、結果として受入枠が不足し、待機児童が生じるというのは起こり得ます。
醍醐委員	67ページの4のこども誰でも通園制度で、どういう方が利用されるのか、あと、子どもを預かる施設側の対応として、普段通われてない児童が急に来た場合、アレルギーの情報とか日頃の生活状況が見えない中で、預かることに対しての懸念が生じないかと思いました。それについてどのように把握されていますか。

発言者	発言内容・決定事項
事務局	1点目について、対象者は、保育所・幼稚園等に在籍していない児童です。想定されるケースとしては、どこか外出したいけれど、そういう場所がなくて困っている、コミュニケーションのできる場を求めている保護者などが対象とされています。また、保育所にはまだ預けられないけれども、一時的に集団生活を体験させたいと考えている保護者も想定しています。 2点目の施設側での懸念点について、現在、全国で試行的事業としていくつかの市町村が実施しています。国の説明会においても、毎日見ている児童でなくて単発で来る児童が利用する形になるので、事業実施については色々不安があるという声が挙げられていると報告がありました。そのため、この制度を利用するにあたっては、現在の保育認定と同様に認定制度を設け、その認定のプロセスの中でアレルギー等に関する情報を把握しながら利用につなげていくこととなります。今後は、そういった課題もありますので、国から示される情報を整理し、説明会等で受入れ体制について協議を進めていければと考えています。
醍醐委員	1点目については、わかりました。2点目については、単発でいらっしゃるお子さんは、療育の中でコミュニケーションが取れてないケースもあると思います。その際、保護者の方と離れてお預かりすると保育士や幼稚園教諭が付きっきりになる一スも出てくると思います。施設でお預かりするお子さん全体に対するケアができなくなる恐れがあるのではないかと、自分の子育て経験を通して思ったので、その点について十分配慮して進めていただければと思います。
事務局	実際にこの制度を利用する際には、手続きの流れの中で、施設と保護者・児童との事前面談が想定されており、相談する内容等の把握はできると思われます。また、今の保育所や認定こども園などと同じように、施設の認可制度を設けることになっており、この制度の専任保育士の配置が想定されています。国からまだ示されていないところもあるため、整理しながら、慎重に進めていきたいと考えています。

発言者	発言内容・決定事項
新島委員	国の説明会では、一時預かり事業との違いについての説明はありましたか。
事務局	これまでの国の議論において、一時預かり事業は各自治体で任意による実施のため、実施の有無は自治体によって異なる状況にあります。また、一時預かり事業の実施方法についても各自治体等によって要件が異なっています。一時預かり事業と子ども誰でも通園制度は別事業として整理をしている状況です。一時預かり事業と子ども誰でも通園制度の併用も想定されています。
新島委員	一時預かり事業でも突発的に預かる場合、専任の保育士を配置し、部屋も別にした一時保育室というのがあって、1日だけ預かる。そうすると、子ども誰でも通園制度は一時預かり事業と似てくるということですか。
事務局	一時預かり事業の基準を基本的には準用すると現時点では国より説明がありました。
青柳委員	新規事業が色々位置付けられていますが、実現に向けての流れはどう考えていますか。また拠点を作るという話になっていますが、どうやって構築していこうと考えていますか。
事務局	児童育成支援拠点事業については、実施している自治体等がまだ少ない状況ですが、直営での実施は難しいと考えています。市内で色々な居場所を提供している団体がありますので、そういった団体とも相談し、需要の状況等を見ながら、具体的な方法等について、今後検討していく予定です。 また、日数や時間などの要件については、今後、国から示されてくることになるため、整合を図りながら検討していく必要があると考えています。 親子関係形成支援事業については、今年度から実施しております。なお、量の見込みや確保の内容について、次回の会議においてお示しします。

発言者	発言内容・決定事項
醍醐委員	72ページの(11)子育て世帯訪問支援事業から(13)親子関係形成支援事業に関連したことです。例えば、(11)であれば訪問し、そして(12)であれば相談に対してとあります。これらの事業対象をどのようにして把握されるのですか。例えば、「私、すごく苦しいです」と手を挙げていただければわかりやすいと思いますが、困難な状況に直面している場合、声を上げられない方も多いのかなと思います。潜在的に苦勞されてるご家庭や児童等をどのように把握されるのかというのが明記されていなかったもので、その手法について伺います。
事務局	こども家庭センターの相談支援業務の中で個々の相談のケースがあった場合に、相談員がアセスメントを行い、こういった事業が必要だと判断をした場合に、事業を提案する形になると想定しています。
醍醐委員	そうすると、そういったところにアプローチをしない方の救済はなかなか実現し得ないという認識でいいですか。
事務局	こども家庭センターには保健師等が配置されていて伴走型相談支援を行っています。(18)妊婦等包括相談支援事業は、新たな名称になるが、今まで伴走型相談支援事業が法改正に伴って妊婦等包括相談支援事業として実施するものになります。また、こども家庭センターの窓口に来られない方もいますので、そういう方には必要に応じて保健師が訪問し、どういう支援が必要なのか把握するように努めています。特に外国籍の方は窓口でご説明してもなかなか理解いただくことが難しいケースが多々ありますので、関係課で状況を把握し、共有しながら対応し、また対応していく必要があると考えています。
新島委員	この件に関して、民生委員・児童委員への協力はありますか。

発言者	発言内容・決定事項
事務局	必要に応じて民生委員・児童委員からも情報を共有しながら、対応できるようにしています。また、庁内の関係する部署との情報共有の場を設けていますので、必要に応じて状況を確認し、対応しています。
議長	「第5章：教育・保育及び子育て支援事業の量の見込みと確保策」について、他に質問や意見はございませんか。 無ければ、次の議題に進みます。 議題(2) 「その他」です。 委員の皆様から、本会議に関し、ご質問、ご意見等ございましたら、頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。
各委員	【特になし】
議長	事務局からは、何かありますか。
事務局	第4回子ども子育て会議の開催、パブリック・コメントについて
議長	議題(2)「その他」について、他に質問や意見はございませんか。 無いようでしたら、本日の議題については、以上で終わりとなりますので、議事の進行を事務局に戻します。 4 閉会

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和6年/2月//日

北本市子ども・子育て会議 会長

森田満理子